

平成27年度

あやかりの杜図書館資料貸出支援事業 利用対象者の皆様へ

下記の事項をお読みのうえお申込みください。

貸出支援事業は、公共図書館が未設置地域（中城村）に近隣の住民登録者を対象に当該地域文化の振興と図書館設置の促進を図る目的で実施しています。

貸出支援事業により利用者登録できるのは、**先着 300 名（一世帯につき 1 名）**と限定しています。利用者カードの発行日から平成 28 年 3 月 31 日までを利用（有効）期限として、利用者の便宜を図っています。

*利用者カードは、**一世帯につき 1 名のみ作成することができます**。利用者カードが他者によって使用された結果、損害が生じたときは、責任は当該利用者カードの交付を受けた者に帰します。

*利用者カードの**有効期限は平成 28 年 3 月 31 日まで**です。

*下記に該当した場合は、利用者カードの停止、又は返還になります。

- ・資料を返却しない場合など、あやかりの杜図書館の指示に従わない場合。
- ・利用カードの交付を受けた者が、中城村から転出した場合は返還になります。

*図書館資料を紛失した場合（汚損、破損を含む）は、現物弁償となります。その際はカウンター職員に申し出てください。

*その他、協定書に基づき利用者カードの停止又は無効になる場合があります。

*ここで知り得た個人情報は、図書館の利用者のみに使用します。